



令和4年度

“赤い羽根” ふじのくに夏休みこども食堂支援セット助成事業実施要領

“赤い羽根” 静岡県共同募金会

“赤い羽根” 静岡県共同募金会は、一般社団法人静岡缶詰協会加盟各社から赤い羽根共同募金に寄付があった食品を、学校給食のない夏休みに、こども食堂を通じて助成を行い、こどもたちの食生活を支援する。

1 事業の位置づけ

食品の受入及び助成については、「共同募金への物品による寄付の取り扱いについて」に基づき行う。

食品の運搬費用の寄付については、赤い羽根共同募金として受け入れる。

2 寄付の受入

- (1) 寄付者 一般社団法人静岡缶詰協会加盟各社及び関係会社他
- (2) 寄付内容 缶詰等を中心とした食品及びその運搬費用

3 協力者

市町社会福祉協議会

4 助成

(1) 対象団体

県内で食事を提供しているこども食堂（社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉を目的とした非営利団体が運営するもの）

(2) 対象外団体

以下の団体が運営するこども食堂

- ・営利団体（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）
- ・行政機関（一部事務組合等を含む）
- ・医療法人、学校法人
- ・一般社団法人、一般財団法人
- ・宗教法人

(3) 助成内容

缶詰等を中心とした食品

(4) 活用方法

夏休みの期間に、次の方法で活用すること

- ① こども食堂で提供する料理や弁当に食品を使用する
- ② こども食堂を利用する世帯に食品を配付する

(5) 募集と応募方法

① 募集方法

静岡県共同募金会ホームページに公開して周知する。

② 応募方法

こども食堂は、インターネットで静岡県共同募金会「応募フォーム」から応募すること。

<https://tayori.com/form/b98b190ce7d8dca4b85dfcb72afb32e7561ee6dc/> (応募フォーム)

③ 応募期間

令和4年7月19日～令和4年7月26日

(6) 助成決定

静岡県共同募金会からこども食堂にメールにより助成決定を通知する。（8月上旬予定）

(7) 受領方法

助成決定を受けたこども食堂は、指定日に指定された市町社会福祉協議会で受領書を提出のうえ、受領すること。（8月中旬予定）



(8) 受領後の手続き

礼状及び写真をデータで静岡県共同募金会へメールにて提出すること

[宛先] E-mail kyoubou@shizuoka-akaihane.or.jp

[形式] ①礼状は word データ (A4 縦) で提出。活用していることが分かる写真貼付のこと
(受領食品のみは不可)。※

②貼付した写真は、JPEG データでも提出。(※公開できる写真)

[宛名] 「静岡缶詰協会の加盟会社の皆様」

[期限] 令和 4 年 9 月 1 日 (木)

(9) 注意事項

- ・ (8) の手続きを必ず行うことを助成の必須条件とする。
- ・ (8) の手続きを行わない場合は、助成物品相当額を返還するものとする。(本会がやむを得ない事情によるものと認めた場合を除く。)

5 情報公開

こども食堂からの応募内容及び礼状 (写真を含む) は、静岡県共同募金会及び寄付者、協力者で共有し、ホームページ等で公開することがある。

附則 この実施要領は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。